

「Safe work OITA 平成 28 年度年末年始無災害運動」

業種別重点実施事項

大 分 労 働 局

1 全業種における実施事項

(1) 「安全の見える化運動」に取り組むこと。

ア 「トップの所信表明・安全宣言の見える化」の一環として、経営トップ自らが安全衛生について所信表明等を行い、率先して安全衛生に取り組むよう呼び掛けを行うこと。

また、厚生労働省ホームページの「あんぜんプロジェクト」や、大分労働局ホームページ「経営トップの安全衛生に関する所信表明」等に掲載し広く表明すること。

イ 「危険・有害性の見える化」に取り組み、危険・有害性のある箇所、機械・設備、作業の危険・有害性の特定、安全衛生上配慮の必要な作業等について、確認ポイント等を図示、語句、写真、光、音等(以下「図示等」いう。)により、注意喚起を行うこと。

ウ 「安全ルール見える化」に取り組み、通常作業における作業手順、確認ポイント等を図示等により注意喚起を行うことにより、各作業者の遵守事項を表示し、安全衛生対策を徹底すること。

エ 「私の安全宣言の見える化」に取り組み、各作業者が取り組むべき安全衛生上の遵守事項について、業種、作業内容、組織における役割等に応じた安全宣言を表明させ、その内容を書面による掲示、保護帽等への貼付等を行うこと。

(2) 「STOP! 転倒災害プロジェクト」の転倒災害防止のためのチェックシートを活用した転倒災害防止に取り組むこと。

(3) リスクアセスメント(危険性・有害性の調査及びその結果に基づく対策の実施)に取り組むこと。

(4) 作業開始前の危険予知活動(KYT)、作業手順・安全ルールの遵守の徹底を図ること。

(5) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図ること。

(6) 荷役作業の労働災害を防止するため、荷主としての設備等の安全対策の徹底を図るとともに、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」(モデル契約書)の作成の周知徹底を図ること。

(7) 酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の高い有害性を有する作業場所の実態把握を行い、作業前及び作業中における換気の実施等、必要な対策を徹底すること。

(8) 緊急時における措置対策について、必要な訓練を実施すること。

2 製造業における労働災害防止対策

(1) 墜落・転落箇所への手すり等の設置等の墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

特に、仮設設備の足場等における安全基準について確認を行うこと。

(2) フォークリフト、クレーン等による接触等の労働災害防止対策を徹底すること。

(3) 工作機械設備等によるはさまれ・巻き込まれ災害等の労働災害防止対策を徹底すること。

(4) 食料品加工用機械、木材加工用機械等による切れ・こすれ災害を防止するため、危険箇所の覆いの設置、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止等の措置の徹底を

図ること。

3 建設業における労働災害防止対策

- (1) 建設工事現場における統括安全衛生管理体制を確立すること。
- (2) 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」に取り組むこと。
- (3) 墜落・転落箇所への手すり等の設置等の墜落・転落災害防止対策を徹底すること。
特に、仮設設備の足場等における安全基準について確認を行うとともに、足場及び手すり先行工法等の労働災害防止対策を徹底すること。
- (4) 掘削作業、解体作業等における土砂崩壊・倒壊等の労働災害防止のため、土止め先行工法等の労働災害防止対策を徹底すること。
- (5) 車両系建設機械、移動式クレーン等による接触、転倒等の労働災害防止対策を徹底すること。
- (6) 車両系建設機械等を使用する作業、高所作業等の危険作業等については、作業計画の作成、作業指揮者の配置等の徹底を図るとともに、車両系建設機械等の運転に当たっては、「大分県建設機械シートベルト着用運動」の普及促進を図ること。
- (7) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、特に、現場往復時等の疲労運転の防止に配慮すること。

4 道路貨物運送業における労働災害防止対策

- (1) 荷役作業中の貨物自動車等の車両等からの墜落・転落災害防止対策を徹底すること。
- (2) 「陸上貨物運送事業の荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知徹底を図ること。
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図るとともに、特に、運転者の健康管理、睡眠時間等の確保に配慮すること。
- (4) 重量物取扱等による腰痛災害を防止するため、「職場における腰痛予防対策指針」の周知徹底を図ること。
- (5) 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」(モデル契約書)の作成の周知徹底を図ること。

5 林業における労働災害防止対策

- (1) 作業現場において「林業安全5原則」を徹底すること。
- (2) 高性能林業機械による激突され、転倒等の災害防止対策を徹底すること。
- (3) 作業場所の状況について事前調査を行うとともに、伐木、かかり木処理作業における合図、退避場所の確認等の対策を徹底すること。
- (4) 車両系木材搬出機械に義務付けられたヘッドガード等の設置、作業計画の作成、特別教育の実施等の措置の徹底を図ること。
- (5) 下刈り作業における刈払機等の使用に係る安全衛生対策を徹底すること。

6 第三次産業における労働災害防止対策

- (1) 4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)を習慣化し、安全通路を確保するなどにより、転倒災害防止対策を徹底すること。
- (2) 腰痛災害防止のための「職場における腰痛予防指針」の定着を図ること。
- (3) 切れ・こすれ災害、高温・低温の物との接触災害を防止するための対策を徹底すること。
- (4) 誘導業務に従事する警備員と車両との接触防止対策を徹底すること。
- (5) 「労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種の事業場における安全担当者の配置等に係るガイドライン」に基づく安全担当者の配置及び安全活動の促進を図ること。